

県 た ば こ 税

製造たばこの製造者、特定販売業者や卸売販売業者が、県内の小売販売業者にたばこを売り渡したときにそのたばこの本数を基準として税が課せられます。

納 め る 人 (法第 74 条の 2)

製造たばこの製造者、特定販売業者や卸売販売業者が、納めることになっています。
しかし、たばこの購入代金の中に、税が含まれていますので、最終的にたばこを消費する人が、税を負担することになります。

納 め る 額 (法第 74 条の 5)

- 喫煙用の紙巻たばこ…………… 1,000 本につき 1,070 円
※加熱式たばこなど、その他のたばこについては、紙巻たばこに換算します。

申告と納税 (法第 74 条の 10)

製造たばこの製造者、特定販売業者や卸売販売業者が、毎月末日までに前月分を申告し、納めることになっています。

たばこは県内で買いましょう！！

たばこ税は、たばこが買われた県や市町の収入となり、皆様のくらしに役立てられています。